

議 長	局 長	次 長	主 査	スタッフ	合 議
					

会 派 交 渉 会 会 議 録

日 時	令和4年9月28日(水)	開 会	15時40分	会議時間
		閉 会	16時57分	1:17
場 所	第1委員会室			
出 席 者	野沢議長、小橋副議長、市川議員、川股議員、柏野議員、生本議員、武藤議員			
説 明 者		傍 聴 者 数	0人	
事 務 局	議会事務局長、同次長、同主査	記 者	0人	

会 派 交 渉 会 会 議 録

野 沢 議 長	<p>大変皆さんお疲れ様です。</p> <p>ただいまから会派交渉会を開会いたします。本日の案件は議員提案条例案についての協議ということで、恵義会と市民と歩む無党派ネットワークからの提案がありますので、それについてご協議いただきたいと思ひます。</p> <p>それに先立ちまして、皆さんへのご案内にもありましたが、ここの委員会室について、第1と第2ついて、机・椅子については、老朽化のために入れ替えをしておりました。ですから、この机と椅子は今日が最後です。明日明後日に入れ替え作業を行いますので、もっと簡素な形になりますので、ご了解いただきたいと思います。また、会派の皆さんにも伝えておいていただければと思ひますので、よろしくお願ひします。</p> <p>それでは、まず恵義会さんからの提案についてであります。</p> <p>皆さんのところに資料がアップされていると思ひますが、恵義会さんから恵庭市議会ハラスメント根絶条例案というのが、今回提案したいということでもありますので、その提案理由について川股議員からよろしくお願ひします。</p>
川 股 議 員	<p>はい、それでは、私の方から恵義会提出条例案ということでハラスメントの根絶条例ということでございます。昨今、社会現象あるいは全国的にも大変話題にもなっているものでありますけれども、例でいうと千葉県市原市、兵庫県姫路市、熊本県熊本市、沖縄県、神奈川県相模原、大阪池田、福岡中間といろいろなまちで報道に上げられたりしております</p>

けども、この条例を提案するに当たりまして、まず抑止ということで、ハラスメントは、今はもうあってはならないことでもありますし、人権を尊重するというので、とても大切なものであると思った中での発案でございますので、ご理解いただきたいなということと、それから北海道では条例としてできているのは、愛別町が既にありますが、市としてはまだないということで、昨日、登別のほうで倫理条例の中に組み込んだというお話をいただいておりますけれども、新たに市の議会の中での議員提案での条例としてのものはまだないということで、議会改革に取り組んでいる我がまちとしていたしましても、その一つとしてぜひとも北海道において先立って、この条例を制定していただけたらなと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

内容については、そんなに多くの項目はありませんけども、目的とそれからハラスメントの定義、ハラスメントは様々ございますが、ある程度のものしか挙げておりませんが、そのほか精神的あるいは身体的に苦痛を与えるとかそういったものも、ハラスメントに値する行為であるというふうに定義をしております。

ですから、職員については、一般的な市役所の職員、それから非常勤の方で、(2)の職員のところの一番最後に、一般職および年次に任用職員というふうに書いてありますが、これは私の間違いで申し訳ありませんが、恵庭市では会計年度任用職員という言い方をしますので、それに読み替えをお願いいたしたいと思っております。

それから、この条例はいろいろ検討いたしました、議長の権能からして、議員と議員、そして議員と職員と限定するのが一番議員提案としてはふさわしいのではないかとということで、そのように考えました。

それから、万が一、あってはいけないのですけども、そのような事案が発生するようなことが起こり得た場合は、議長が指名・任命した外部の第三者委員会を設置開催していただき、その中で調査して把握に努めて議長に報告していただくと、そういったことにしてあります。

それから、万が一、そのようなことが発覚したときには、氏名を公表するというのも定義してあります。それから職務代理ですけども、議長が調査の対象になったとき、または副議長が調査の対象になったとき、順次議長の場合は副議長、副議長・議長も両方ともなった場合については議会運営委員長、これBCPにのっとって、議会運営委員長が職務代理の3番目となっておりますので、そういった形で盛り込んであります。

さらに、細部にわたるものとして、議長の方で行動指標を作成していただき、それに則って進めていくというのが一番よろしいでしょうということで盛り込んでいます。

また、研修もしていただくということで、できればこういったことが

野 沢 議 長
川 股 議 員
野 沢 議 長
川 股 議 員
野 沢 議 長
市 川 議 員

起きないように、そしてそれを抑止できるようにということの条例でございますので、どうぞ皆さんよろしく願いたいと思います。

私からは以上です。

それで、この条ですが、4条4条になっていますが、

失礼しました。

4条の次の、議長職務代行は5条でいいですね。

すみません。自動変換で入ってしまいまして。

それでは、この案について皆さん何かございますか。

いいですか。基本的にはこの条例はよろしいかなと思ったんですが、何点かちょっと確認をさせていただきます。

1点ですが、前文のところ、特に議員から市職員だけと一方的な言葉になっているのですが、これは双方にした方がいいと思います。あくまでも市議会のハラスメント条例だけど、議員として受けるときもありますから、特に議員から市職員と限定しているのですよ、ここで。

ここはちょっと、一方的に議員が全部言われたから行うということではなく、第三者委員会がきちんと判断するっていうことにした場合は、双方のことが起きるということをお前提にしなければならないと思います。この辺のところは、特にちょっと前文のところ、検討を加えていただきたいなと思って、一方的という言葉になっていますので、その辺のところ気を付けるべきとおもっております。

あとは、第三者委員会の関係であります。これにつきましては、議長が指名、選任した者によるということでもあります。

何名くらいでどのような形で、やっぱりここが最終的に決断してもらわなければならない場所になりますから、どのような形で具体的にするのかということをお聞きさせていただければなと思います。

それと、第5条。ここずれているのですが、公表の関係であります。ここがハラスメントを行った議員の氏名を速やかにと書いてありますが、前条の規定によって、前条のどこに、こういうことが書いてあるのか、ちょっと確認させてください。第三者委員会である程度判断した中で、氏名を公表するという形にした方がいいのではと想っているところでもあります。この辺のところは、第三者委員会がある程度お互いの部分を聞いて、議長がもちろん氏名公表の了解をとるわけですが、その辺のところ5条の文章では、速やかに何か分からないうちに公表するというような形に取れますので、この前条の規定は何なのかとおもっております。

それと、最後になります。次のページの議員はというところの4番目です。

ハラスメントにあたる行動を行っていると思えられる事態に遭遇した

野 沢 議 長 川 股 議 員	<p>ときは、当該行動を行っている者に対し、常に慎む旨、指摘するよう努めなければならないと、この辺が、どこまでの部分ということで非常に難しいかなと私は、議員がたまたま立ち会った中で、その議員が違うよと、慎めということが本当に文言通り言えるかというのは危ういところがあるんで、このところもちょっと皆さんで議論をしていただければなと思っっているところです。以上、4点です。</p>
	<p>川股議員。 まず、一番最後に言われた4点目のことですが、どれがハラズメントに当たるかどうかというのは、今後総務省などから出ている研修ビデオがあつたりしますので、そういったものを皆さんと研修しながら認識を一致させてもらった上で、それに類するようなものが、たまたま自分がある場所で起きかけていたら、防止するというか、止めるというか、そういったような意味合いで書いてあるものです。他市の先例でも同じような文言で同じように書いてありますので、まず市川会長が心配している、自分の考えによって、それぞれ基準が違うということのないように、議長のもとでしっかり研修していただきたいと思っております。そういったものも含めて、行動の指針をしっかりと今後作っていくのが大事かなと思われます。</p>
	<p>それから、前条の規定も今と同じように、行動指針を含めたもので、いわゆるそういったことが起きたと、第三者委員会が認定したならば、議長のもとにそれを公表していくということでございますので、ご理解いただきたいと思ひます。</p>
市 川 議 員 川 股 議 員 市 川 議 員 野 沢 議 長	<p>意味がわかりません。意味が。 第三者委員会ですか。 どこに第三者委員会があるのですか。 市川議員が言われているのは、前条って何条ですか。私もそれ疑問に思ったのですが、4条の2項なら2項って、はっきり言われないと。その規定によって、それが第三者委員会できちんとそのことが確認されたら公表するだとか、そういうことにしないと、意味がわからなくなります。</p>
川 股 議 員 野 沢 議 長 川 股 議 員 野 沢 議 長 川 股 議 員	<p>すみません。4条という意味ですね。4条の1項という意味です。 これ、ちょっと文章を。 はい、申し訳ございません。それとこの前に、あと2つありましたね。第三者委員会です。 そうですね。これは一応、作成する段階で、例えば恵庭市の顧問弁護士だとかいろいろ頭の中にはありましたけれども、あくまでも議長の決める人たちの中で、そして当事者と関係ない人たちの中で、しっかり公平性を保てるようなということで、あえて人数を5人とか7人とか絞っ</p>

	<p>てなかったということですので、これもこの後の指針等の中ではっきりさせていけばいいなと思っております。</p>
	<p>それから、もちろん職員から議員へもあり得ることですので、それは双方ということですね。</p>
市川議員	<p>双方ということにはなっていないですよ。</p>
川股議員	<p>そうですね。これだとちょっときつい言い方になりますよね。皆さんが納得できるように変えます。以上ですかね。</p>
野沢議長	<p>よろしいですか、他どうですか。生本議員。</p>
生本議員	<p>前文に関してなんですが、1行目、2行目、3行目ずっと出ているんですけども、この部分というか、全体的なことかもしれないんですけども、恵庭市の議会基本条例との整合性が必要なのではないかと思</p>
	<p>います。第3条ですが、適用範囲読ませていただきます。この条例は、議員間または議員と職員との間において生じた問題について適用するって</p>
	<p>いうふうに書かれておりますが、これは何を以て判断するのか。ちょっと出ていないというか、分かりづらいと思いました。</p>
	<p>そして、第6条の文言ですけども、第3項議員はというところなんですけれども、ハラスメントの事実がある疑われたときは、誠実な態度</p>
	<p>をもって事実を明らかにし、説明責任を果たさなければいけないとありますが、これはどういうふうに捉えたらいいのかちょっと説明いただければと思います。</p>
	<p>次に、2ページ目になるんですけども、第7条プライバシーの保護の部分です。第8条になるのかもしれないんですが、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。これはどういう部分のことを意味しているのか、ちょっとご説明していただきたいと思</p>
	<p>います。</p>
	<p>以上です。</p>
川股議員	<p>当然、基本条例でも、それから倫理条例の一部とも整合性が合わなければならぬ部分はあると思</p>
	<p>います。その通りであると思</p>
	<p>います。それから、第6条第3項ですね。事実があると疑われたとき、これについては、これは訴えがあると思</p>
	<p>うのです。例えば、職員であれば上司、同僚、あるいは職員が部長あるいは市長に相談をする。それが議長に話が入ったときに調査をしていくことになると思</p>
	<p>うんですけど、まずは、そういったときに、しっかりその誠実な態度で事実関係を明らかにしてくださいということ</p>
	<p>です。</p>
	<p>逆に、職員から議員へのハラスメント、職員から議員の場合であれば、議員が議長に相談するとか、あるいは会派の代表に相談するとか、いろ</p>
	<p>いろなパターンがあると思</p>
	<p>いますし、議員同士であれば当然議長、副議長に相談となると思</p>
	<p>います。第三者委員会が立ち上がって、そういった認定がされない限りは、それが事実だよということになりませんので、</p>

	<p>そういったことが起きたときにしっかり議長とそのお話をしたりするときには、その誠実な態度を持って明らかにしていきたい、説明責任を果たしていただきたいということでございます。</p> <p>それから、プライバシーの保護です。これは、そういった状況に陥ったときに、例えばどここの誰々が誰に対して、何々をしたので、そういったことを安易に市民等も含めて、漏洩しないとそういうことであります。コロナの感染についても、氏名とか男女とか、そういったものを公表したりしませんので、議員が何月に何人ということしか公表しないですからね。ただ、はっきり事実の認定があったときには、それは氏名を公表していただくと、ただそれだけのことでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。よろしいでしょうか。</p>
野 沢 議 長	<p>ちょっと同じ会派の私からもお話を。このプライバシーの保護。議員および職員のハラスメントの当事者のプライバシーの保護、これは相手方に対しての話ですか。相手がそう受けたときの。行った人が公表されるわけでしょ。相手のほうは公表されないわけですよ。</p>
川 股 議 員	<p>被害者というか。公表されません。</p>
野 沢 議 長	<p>相手方に対して、そういうことは相手がこういう人だったと言わないということなのか、事案についても言わないということなのか。その、解釈が読み取れないわけです。何をプライバシー保護としているのか、その辺がわかりません。</p>
川 股 議 員	<p>先ほど、あやふやな言い方をして申し訳ありませんでした。事実が認定された、それを行った方について氏名の公表があるわけですから、その情報漏洩ということにはならないですけども、誰に、例えば川股に小橋が行ったんだって言ったときに、小橋副議長の名前は出るけども、川股がされたんですってこちらの方は公表しない。それを公表だけではなく、我々も秘密をしっかり守っていくということでございます。</p>
野 沢 議 長	<p>それは、認定された場合の話ですか。疑わしいことがあったということについてはないということですよ。</p>
川 股 議 員	<p>確定するまでは、そういうことは漏らしてはいけないと思います。</p>
野 沢 議 長	<p>それと、議員の責務の3項、捉え方がわからないと言っていたのですが、AさんがBさんにそういうような態度をとったときに、自分自身でやりすぎちゃったかなと、自分自身で判断するということですか。そうすると、第4条の議長の責務のところにある、第三者委員会にかける前に自己申告でそれで収まるという話なのですか。</p>
川 股 議 員	<p>そうではないです。ハラスメントの事実があると疑われたときの話。</p>
野 沢 議 長	<p>事実があると疑われたときは、ですから、事実があるか疑われたというのがわからないんですけど。疑われたときなのか、事実なのか。その本人が自分で自己申告しない限りは、これはならないわけですよ。</p>

川 股 議 員	誰からも議長に相談がなければ。
野 沢 議 長	だから、この文言は必要なのかどうかという話です。そういう立場の人は、自分はそう思っていないからなるわけですよね。
川 股 議 員	そうです。
野 沢 議 長	自分で思っていればいいけど。ちょっと捉え方がよくわからなかった。それから、適用範囲のところ。そのための条例だから、だからどうしたらそれがなるのかというところで、そうなるのというのが、例えば、研修ビデオに出てくる範囲であればそのことであるとか、決めておかないと何をもって適用とするのかという解釈がみんなばらばらになって、第4条の議長の責務のところ、議長が指名した第三者委員会というのは、これは最初から決めておくのか、そのときに決めるのかと。そのときの議長によって人選の仕方が変わってきますよと。顧問弁護士なのか、誰だとかを決めておかないと、誰を指名するかわからないですよ。ですから、最初から決めておかなくてもいいものなのか、その時の議長の判断であるのか、それによってだいぶ変わってくると思います。議長って代わりますから。その辺をきちんとしておかないとどうなのかなと。
川 股 議 員	できれば、議長が作成する行動指針の中に、恵庭市顧問弁護士とか、名前が入りませんが。
野 沢 議 長	そういう第三者委員会をやるなら、最初から決めておくべきなのか、その辺のところ、この文言自体が変わってくるから。
川 股 議 員	わかります。議長が時に代わるのもそのとおりです。デリケートな問題でもあり、そのときの議長の考え方によっても大きく変わるものでもあるとは思いますが、やはり中には固定的に顧問弁護士とか司法書士とかそういった何人か、例えば全部で5人から7人ぐらいであったとしたら、前半の3人ぐらいは固定的にその役職みたいの書いておくのも一つの方法かもしれません。それを条例の中に入れて込むのかどうかというのは、またちょっと法制のほうに。
野 沢 議 長	そうすると、また文言が変わってきますね。
川 股 議 員	そうですね。また、法制のほうに相談してみます。
野 沢 議 長	あと、どうですか。柏野議員。
柏 野 議 員	2点私からはお話したいと思うのですけれども、2ページ目のところで先ほど6条と書いてある議員の責務の4項のところ、事態に遭遇したときには憤むように指摘をするというような今記述なのですけれども、先ほどお話あったように指摘をするってことが現実的にできるのかということもありますし、それであれば私としては、例えばこれ通報するということを求めて、通報した上で、あとは第三者委員会の判断に委ねていくようなやり方もあるのかなと思うのですけれども。
	ですから、その場で指摘するというのも一つですけれども、そういっ

た事案に気づいたわけですから、今のいじめだとか、虐待だとか、そう
いった場合に適用されているような通報という方法も一つと言えるのか
なというふうに思ったのが1点です。

今、お話のありました第三者委員会に関しては、私もできればその議
長がそのときそのときの判断というよりは、ある程度幅を狭めておいた
方がいいのかなというのと、あまり人数が多くなってしまっても、また
あれなので、ある程度限定的に決めておく必要があるのかなというふう
には思うのですが、ただ確かに条例の中でそこまで定める必要がある
かという点もまたあれなので、一定の範囲ですね。弁護士なり役職でこ
ういふ人から選任するというぐらいの幅は絞っておいた方がいいのかな
というふうに感じました。以上です。

川 股 議 員

3条の関係の第三者委員会の関係は、議長がおっしゃったことと同じ
意見ですので、それで第6条第4項、行っているものに対して厳に慎む
べき旨を指摘するよう努めなければならないというところで、その場
にあわせて言いづらいうよりも、勇気をもって抑止に繋がりますので、
勇気を持ってこれ以上いってしまうと、ハラスメントになりますよとい
うことは言えると思うんです。

例えば、年齢が下であっても、同僚議員であっても、先輩であっても、
そのところはいえと思うのです。

ぜひとも通報するというよりも、そのところをしっかりと議員同士一
線を越えないように、お互いにしっかりと抑止する防止するというのは、
大事な行為でないかなと思っています。この文言については先例されて
いる他のまちの中にもたくさん書いております。書いてあるからいいと
いうことではないのですが、どうでしょうかね、そういったことを見たら、
例えば議長にこういったことがありましたと報告するのと、そ
れを抑止するためのこういうものとどっちの方がいいのか、皆さんに聞
きたいぐらいですが。

野 沢 議 長

条例ですから。これをしなかったら条例違反になるんですよ。です
から、その辺のところをよく吟味したほうがいい。見ているのに指摘し
なかったですね、あなたは。条例違反だろと言われてたら、精神条例では
ないのだから、その辺のところをどうするのかということをしっかり吟味
していかないと。結局これだったら、ハラスメントは起きないです。そ
の前に解決するので。ですから、みんな意識をもっていなければならない
という。

川 股 議 員

ならないです。むしろ厳しいほうがいいくらい。

野 沢 議 長

ですから、これで本当に1期生が、先輩に言えるのかと、実質問題。
そうじゃないからできるわけですよ、条例が。それができたら問題な
いわけですよ。そうではないから、こういうものが必要だという話。

武藤議員	<p>ここの文言を吟味しないとどうなんですかという話になりますよね。はい、武藤議員。</p>
武藤議員	<p>今のハラスメント行動を行っていると思われるところに遭遇したときは云々っていうのはね、やっぱり最もな話でね。</p>
武藤議員	<p>それで指摘できるのであれば、そういう環境にあれば、今までそういう環境があるから恵庭においてはそういうことは起こらないのだけでも、なかなかそういうことが難しい。この文言を生かして、指摘するよう努めなければならないが、通報も。両方併用して表現できるような。もしくは通報するだとか、両方できるようにしておかないと、通報できるのであれば、本当に条例がいらぬぐらいの市なんだから、それは実際難しいです。やっている人間は、結局威圧するわけですよ。ですから、そういう人は常にそれをもって自分の意見を通してきたわけだから、もちろん、指摘出来れば一番いいけど、指摘するよう努めなければならないが、通報もしていただきたいと。その辺の表現力。</p>
市川議員	<p>条例で決めたら、それをしなきゃならないんですよ。</p>
武藤議員	<p>ですから、もしくはとか文言の使い方工夫すればいいのでは。</p>
市川議員	<p>これでしたら、行なえというのですか。</p>
武藤議員	<p>これができるなら、何もこんなことは起きないわけですよ。</p>
野沢議長	<p>なっているけど、議員がつくった条例ですよ。それはできるようにしなければいけないという形になれば、弱いのではないかいと。それなら、腹を決めて遭遇したら指摘すると腹を決めますか。</p>
武藤議員	<p>それは、実際に実務では難しいです。これがあれば、あなただけじゃないかと言えればいいけど。それでは、みんなが言えるかというと言えないことも想定しなければ、何の条例か意味がないです。</p>
野沢議長	<p>ここ、文言を今のことも含めて少し調整しましょう。どちらのご意見もごもっともだから。あとどうですか。いいですか。それでは、今のご意見をきちんと受け止めていただいて、川股議員のほうで修正してください、修正したものをまた再度協議したいと思います。でき次第、なるべく早く協議できるようにしたいと思います。そういう形で進めたいと思いますので、よろしくお願いします。</p>
野沢議長	<p>続きまして、歩む会から提案されました恵庭市市民参画条例素案について、柏野議員のほうから説明願います。</p>
柏野議員	<p>私の方からは、市民参画推進条例素案というものを送らせていただいております。条例としては全26条の条例になっておりますけれども、制定の趣旨としては、平成25年に恵庭市まちづくり基本条例が制定をされて、もう少しで10年という時期になるわけですがけれども、基本条例はあるものの、協働が進んできたのかどうかということを考えたときに、私たちの会派としては、もう少し具体的な行政と市民との共同参画</p>

という部分で、踏み込んだ手続きについて規定をしていく必要があるのではないかというふうに考えたことがこの制定条例制定の趣旨であります。

それで、1条から3条の部分に関しましては第1章ということで、全体的な総則の部分の規定をしております。それで、第2章というのは6条から始まりますけれども、ここの中でその市民参画の対象となるものですか、具体的なその市民参画の手続きという手法を定めています。中には、今既に行われているパブリックコメントですか、意見交換会だとかそういったものもあります。新たに今回盛り込んだものも、例えば市民協議会ですか、アンケートになる部分ですか、その政策提案を市民ができるような文言も盛り込んでいます。

最後に、第3章ということで21条からのところになりますけれども、さらに進めていくための推進体制の部分ですか、あらかじめ市民に登録をしていただいて、登録されてる方に積極的に参加していただくような位置づけをしていくこと、そしてあと推進計画をつくっていくことをうたっています。

最後26条では委任の規定を設けていまして、条例として定めるんですけれども、やっぱりその執行機関の方である程度、細かいことを決めていく必要あると思っていますので、そこは執行機関に委任をすることによって、規則の制定を任せることにしております。全体の概要としては以上となります。

野 沢 議 長
川 股 議 員

今説明がありました、皆さんから質疑等ございますか。川股議員。

質疑というよりも、結構長い文章で、我々議員の権能で議員提案の条例であったり、行政のチェックであったり、三つありますけれども、これを読んでいくと、市民の中にも条例の作成に携わる権利を付与することになるのですか。そのように読み取れるのですが。政策や初期の段階から参画していったということなので、議員は要らなくなるのかなと思いましたが、そう読み取れたので、そのあたりはどうでしょうか。

野 沢 議 長
柏 野 議 員

柏野議員。

市民がその政策形成に携わるというのは、もともと地方自治法上もそういった権能は市民が持っているものだと思っていて、ただ直接参加の機会というのは、自治法上だと、その4点ですかね。非常に限定されているということで、ただそれに対して、全国的にもそうですし、恵庭市としてもまちづくり基本条例をつくって、いかに市民の参画機会を増やそうかということを決めてきた、進めていったのが、これまでの経緯だというふうに思っています。

それで、まちづくり基本条例はできたのですが、ただ、やはりその説明会のあり方だとか、そのパブリックコメントのあり方ということ考

川 股 議 員	<p>えたときに、パブリックコメントが十分に出てこないということなども含めて、やはりもう少し踏み込んだ手続きというものを求めていった方がいいのかなと。パブリックコメントがもっと出てくるためには、やはりその事業なりを説明することだとか、その上で意見を求めていくような手続きというのが、それで定められていれば、より多くの市民が参画できるチャンスが増えるのではないかなというのが趣旨ではあります。</p> <p>今おっしゃったことについては、なるほどとは思いました。ただ条例なので、参画するための要綱とか、規則とか細則とかそういうことではないので、会派に持ち帰ってさらに精査したいと思います。ほかの会派員の意見も聞きたいと思うのですが、いかがですか。</p>
柏 野 議 員	<p>もちろん、今日出していきなりっていう話でもないのですが、じっくり読んでいただいて、もちろん不明な点があれば詳しくご説明させていただければと思っています。</p>
野 沢 議 長 市 川 議 員	<p>ほかにございますか。市川議員。</p> <p>今回、まちづくり基本条例に基づいた、それをさらに推進するための市民参画推進条例ということなのですが、まず基本的なことを何点かお伺いさせていただきます。</p>
柏 野 議 員	<p>まちづくり基本条例を推進する上で、いくつかはコロナ禍でやらなければならない部分はあるのかなと思っておりますが、ここまで審議会をつくったり、登録制度をやったり、そこまで市民に押し付けるような、そういうことまで行う規則のように見えます。市民は自由であって、ここになんでもかんでもそういう目的を持って集めると、審議会をつくる、さらには市民協議会をする、市民登録制度をする、さらには市民参画推進会議をする。ここまでやるのが、非常に私は計り知れないところがあります。政策とか意見とか、議会として今後の議会基本条例に沿って、今後もそういう意向調査、意見交換会とかいろんな政策提案手続きとか、次年度以降計画が立てられ、議会として今、進めようとしているところです。基本条例は、行政がつくったものでありますから、ここに手を突っ込んで我々議会として提案するというのは、ちょっとおかしいのかなと思います。どちらにしても、これだけの分を市民に求めて、その結果がどうなるのかなという部分が非常に大きいです。市民が参加しやすいようにするというのを我々はつくるべきと思っておりますが、全部市議会がつくったり、登録制度にしたり、こういうことでは市民は反発するのではないかと思います。よって、この部分の中では、賛成しかねる状況です。</p> <p>登録制度は、1ページ目の第4条というところを見ていただきたいんですけども、あくまでこの条例の中でその市民の責務として求めるのは、参加された市民の方に対して自らの発言と行動に責任を持っていた</p>

だということと、市民相互の自由な発言を尊重するということを求めています。ですので、その審議会とかはつくるのですけれども、全ての市民の方にそういったところに参加していただくことを求めているわけではないですし、登録制度に関してもそうですし、市民に押しつけるという趣旨ではないというふうに思っていますし、それは強制されるものではございません。審議会をつくるということ言えば、今回の決算の個別質疑の中でも明らかになったように、その審議会自体は既に市のほうでも百いくつの審議会をもってやってきているわけですし、その中で、特に審議会の中での公募の比率だとか、そういったところに関しては数字的な目標を持って設定をしていこうというふうに考えていますけれども、この附属機関をつくることによって、市民の負担が増えるということにはならないものだというふうに私は考えています。

それでもう1点お話があったのは、基本条例は理事者がつくったもので、それに対して働きかけをする条例がおかしいというご指摘なんですけれども、私は全くそこは考え方が違ってまして、あくまでも条例のこれまで多くの条例が提案をされてきたのは、確かに理事者が提案をしたものが多くありますけれども、最終的に議決という形で決めているのは議会ですので、当然その過程の中では修正ということもありますし、ただその内容がしっかりしたものであれば、そのまま議決するという手続きが取られていたということだと思います。

条例としては、大枠の部分、理念的な部分というのを定めていますけれども、具体的な手続きを詳細に定めているわけではないので、やはりその幅の中で、もう少しその幅を狭めてあげた方が、より取り組みが進むのではないかと思います。それが理念条例のもとでの実施条例だとか、具体的な政策の条例になってくると思いますので、あくまで理事者がつくった基本条例の中で、それを具体化していく条例というものはつくったとしても、何か理事者に対してケチをつけるという話にはならないと思いますし、市民協働のまちづくりを進めていく意味では、後押しをする位置づけというふうに捉えていますので、ぜひそこは前向きに捉えていただけたらありがたいなというふうに思っています。以上です。

市川議員

それぞれ議会の役割、行政は行政の役割というのがあると思っています。その中で、まちづくり基本条例をつくられた行政が、我々がそれに対してこういうことが不足するからと要望的なものをするのであれば、私はいいかなと思っています。まだもう少しおかしいよと、そういうことであれば、議会として必要だという要望ならまだわかりますが、こちらが全部つくってそれを議会にかけてということには、私はならないと思っています。どちらにしても、これらの中身を見ますと、様々な実際行政がやっている審議会、いろんな部分を市民との広場、いろんなこと

柏野議員

をやっていると思うんですが、それをまったくさらにしてここでやりたいということですか。それを確認させてください。

全くさらしているということではもちろんないので、これまでも行政としては、行政の立場で市民との意見交換だとかを行っていただいていると思います。

ただそれが、例えばごみに関しては年に1回やっていますよ、市民の広場に関しては毎年少しずつ工夫をしながらやっています。ただ、例えば今回でいうと除雪に関して懇談会をやるんですけども、なかなかそのマンパワーでの余力がないから、一部は来年に先送りになった部分もあります。そういうものがあるんですけど、例えばその計画をつくる時、施設をつくる時にはこういう手続きを踏んでくださいね。だから、今まであったものをさらにするとか、変えるとかではなくて、それを条例に位置づけられたものとして実施をしていただく、そのことによって、今までだったら、例えば抜けていた部分があったとしても、それもしっかりその条例に基づいて、足りなかった分を付け加えていただくと、そういうようなイメージかと思います。

それで、要望的なものならば良いということなんですけれども、私はそこについての考え方が違って、議会として議員個人がその要望していくということはあると思うんですけれども、議会全体としての団体意思を示していくということについては、やはり議決という場面になると思いますので、最終的には条例の提案だとか条例の議決というのが一番いい方法だというふうに思っています。

ただその過程において、当然、行政の意向をしっかり反映していく必要があると思っていますので、いきなりそれを上程をしてということではなくて、きちんと会派の中でも会派間でも協議をした上で、もちろんここでつくった案というものを、しっかりと行政のほうにも示して、改善するところがあれば、修正すべきところがあれば、そこはしっかりと修正をした上で、行政としても一緒になって取り組んでいけるものを、最終的には提案をしていくことを目指しているところであります。ですので、ぜひここはちょっとおかしいんじゃないかとか、ここは直さなければいけないというところがあれば、ぜひ皆さんの方からご指摘をいただければありがたいというふうに思っています。以上です。

野沢議長
生本議員

よろしいですか。ほかございますか。生本議員。

私たちの会派のほうも、この内容に関してはもう少し検討させていただきたいという方向なんですけど、1点確認させていただきたい部分が、第6条の市民参画の対象という部分ですが、(1)から(4)までありますが、市民参画の対象となる事項は、これすべてなのかということとで、例えば、市の基本構想の計画の策定または変更とか、公の施設の設置に

柏野議員

関する策定または変更とか、結構大事な部分だと思うんですけど、基準はどこにあるのかお聞きします。

基準というのはないんですけど、元々今でも、例えば市の基本構想、基本計画だとかという部分に関しては、今もう既にそういう市民参画の対象として実施をしていると思います。基準というのはないんですけど、考えたのが重要事項です。これまでだとパブリックコメントの対象とかがあってというのが、要綱の中で決められているんですけど、でもそれ要綱ですので、あくまでその市の内部的なルールでしかないということと、その中で例えば、公の施設の設置だとか廃止だとかってところは含まれていないですよ。しかし、例えば花の拠点とかもそうでしたし、例えば、えにあすみみたいな施設とかも作る時もそうですし、市民の皆さんがすごく関心を持たれていて、確かに生活に大きな影響は出てくるものがある中で、計画は市民の意見を聞くけども、そういうところではなかなか聞く場面がなかなかなかった可能性があって、だとすると、それも条例の中で定めておくことによって、あらかじめそういう設置をするときに、市として報告会、説明会ということを実施していただけるようになるので、その方があらかじめ市民の皆さんのご意見を反映したものになるのではないかという考えなんですけど。

ですから、これまでもいくつか例えば複合施設を作るときに、そういうものやったりすると思うんですけど、その対象範囲が限定されていたりだとか、市全体になってないときっていうのがあると思うので、そこをもう少し定めていった方がいいのかなという提案です。

野沢議長

同じ会派なので、私のほうからもお伺いしますが、これまでもまちづくり基本条例については検証してきていますよね。検証の中で、今のような課題というのは、あったのかどうかというのを確認したい。市民参画についての検証がされていたのかどうかという。それから、まちづくり基本条例の第5条に基づいてつくるんですというのは、まちづくり基本条例の中に位置づけるとか、また別に定めるということができないのかということ。それと、第6条のところは、例えば市民協議会だとか、市民登録制度だとかありますが、今も審議会やったり、パブリックコメントやっても、ほとんど市民の皆さんは参画がないんですね。そういう中で、このことをやることによって、どれくらいの市民参画が本当に期待できるのかと。13条の件も含めて、逆に意見というものが偏ってこないかと、そういうふう意識を持っている人達が集まると。全体の意見として、それが本当に反映されるのかという懸念がないのかということ。それと、最後の第4条の雑則ですけども、この条例の執行に関する必要な事項は、執行機関を別に定めるということで、これ前のほうに執行機関が教育委員会とか出ていましたけども、それであれば、市長また

柏野議員

は執行機関というふうにするべきではないのかと。定義の中で、第2条2号で、執行機関としてありますが、そのことの執行機関のことを言っているのか、市長を含めた執行機関のことを言っているのかということ、その辺を確認したかったです。

最後にいただいた執行機関という表現に関しては、ちょっと読み切れていませんけれども、多分議長のご指摘が正しいと思うので、精査の上、修正をさせていただくことになろうかと思えます。それはちょっと後で確認をさせていただきます。

それで、まちづくり基本条例の検証の中で、どういった議論が行われているかということに関しては、前回の基本条例検証の議論の詳細を全て把握しているわけではないので、そこについては次回までに再度確認をした上でご報告させていただければと思うんですけども、ただ見ていると思うのは、最初のときの条例制定ときのメンバーの方が多く、その検証のときにも携わっていらっしゃったと、私は認識をしまして、そうしますと、どうしても前回つくったときの内容を、微調整する修正するっていうぐらいの考え方にどうしてもなってしまうのかなと思っていて、やはり新たに転入されてくる方が増えている中で、新しい視点を持って取り組んでいくというところでは、もしかしたらもう少し要素を加えていった方がいいのかなというふうに思っているところがあります。いずれにしてもそこについては、私の方で再度確認をさせていただいて、きちんと次回ご説明をさせていただければと思っています。

まちづくり基本の中に位置づけることができないのかということに関しては、逆に今先ほど市川議員からご指摘いただいた、市長がつくったまちづくり基本条例を、修正するほうが、策定委員会の皆さんがつくった、ある意味では市民の皆さんがつくった条例に手を突っ込む方が、私としてはちょっと恐れ多いものがあって、それであればその理念の部分は触らずにとっておいて、その下に付けるものとしてつくる方が、当初つくった方々の思いを壊さないで済むのではないかなという気持ちで、むしろ下に位置づけたほうがいいというのが考えです。

13条のところで、意見が偏っていかないのかというご指摘なんですけれども、これについては、手法はいくつかある中で、行政に選んでいただくということにしているんですけども、その中でもし市民協議会を選んだとしても、その2千人、無作為に抽出をされた方なので、その中で抽選で選ばれた方がきます。これまでに無作為抽出で実施したものというのが全国的にある中で、お話を聞いてみますと、かなりサイレントマジョリティの方の意見というのが反映されたということと、極端な意見を持った方が参加をされても、多数中立的な中間的な方はいるので、極端な意見というのは割と抑えられるような、行政が説明をして、

違うだろというような人であっても、周りの市民の方に言われると丸くなるというケースが多いようです。そうしたことから考えますと、偏った意見というのは結果的には出ないですし、ある意味では強いご意見お持ちの方も、最終的には納得されて、合意が形成されていくようなことが多く起きているというふうに聞いています。

野 沢 議 長

まちづくり基本条例の検証については、申し訳ないですけど、そのところ確認しておいていただいて。それから、まちづくり基本条例の中に位置づけられないのかということですが、どちらにしても同じだと、別に条例つくっても、中でいじっても、考え方の違いだけ。それと13条も含めて、市民協議会という部分のところを見ると、無作為に抽出した市民に対して、参加案内を配布して応募のあった市民の中から、市民協議会を結成するとなっているので、無作為に案内を出して応募を募ると、その応募の段階で偏らないかという話をしているの。意識を持っているほとんど、今議会のアンケートだったりとか、行政もやったりするけど、ほとんど回答がなかったり、あまり積極的な意見は一部という、これまで。今回の議会のアンケートは見ていないからわからないけど。そういう中からいくと、そういう意向を持った人が来ないかいと。そうすると、柏野さんから言われたようなことがあったとしても、結局は誰がどういう意見を持っているかわからないわけですよね。しかし、こういうところに応募してくるといのは、そういう意識を持っている方ですよ。そういうことは、意見を持っているということですよ。ですから、そういう人達の意見を分散するのとかかそういう意味ではない。そういう意味ではないが、そういうところに意見が偏らないかという話。ですから、全体的なパブリックコメント求めても意見がないというのが現状で、こういう形でやれば、だめだとか不適切ということではないけど、だけでもそういうふうにならないかということはあるんですが、それが本当に全体の意見として反映されることになるのか、それともこれはこれとして受けて、最終的には別な形でやるということであれば、それは議会だから。そうすると、私たちの意見はどうなったんですかと、その辺のところはよく吟味して対応したほうがいいんじゃないのということでは言っているわけです。こういう手法がだめと言っているわけではないです。全体の意見を反映できるようなものを、もう少し考えたほうがいいのではないかと。そうしないと、結局今いった懸念のことも起きないのかなと。それが全て市民の意見ですとなっても困りますので。

柏 野 議 員

偏りということでは、今までの審議会とかでいうと、そもそも公募の枠が2とかで、かなり例えばごみのことであれば、ごみに関心がある市民の方が参加をされるっていうパターンが多かったようです。

ただこの手法でいくと、確かにそのゴミに対して関心がある方が来る

可能性もあるんですけども、多く参加をされるのは、それほど関心はなかったけれども抽選で当たったから来てみようというふうに思われるような、ある意味では中立的な考えが固まってない方が参加される比率というのが、これまでの全国的なほかのまちの実施例からすると、高いというのが結論として出ていて、その結果、比較的偏りが出ないというのが、ほかのまちの例ですけど、それは恵庭で確かに同じになるかどうかというのにはわからない部分があるんですが、実施例としてはそういうことが多いようです。

あと先ほどあったパブリックコメントだとかを、こういうふうに決めても変わらないのではないかっていう話がさっきあったんですけども。

ただ、私達もこれをつくる段階で市民の皆さんにお示しをしながら意見交換してきた中で言われていたのは、意見交換にしてもパブリックコメントにしても、そもそもわからないから書きようがないっていう話をされてきました。ですので、もう少しそういった内容を丁寧にご説明するような場面っていうのがあると、意見っていうのは出しやすいっていうふうに市民の方にも言われていたので、それで同じパブリックコメントなんですけど、概要版を示すということだとか、わかりやすく読んでいただけるものだとか、動画で提供するっていうようなことがあるといいのかなという意図を入れているんですけど。

野 沢 議 長

それは大事なことだと思います。その上で、しっかり例えばパブリックコメントをやってみる。ただ、今のようにこれだけいろんなことをやっても、今言ったことを先にやって、その上でというほうがいいのかもかもしれません。パブリックコメントもやっているのかやっていないのかわからないと意見が出しようがないという話ですから。それだったら、きちんと周知をしたり、こういうことですよと皆さんにお示しする、その上でどうですかと、さらにそれでも意見が出なければという話があるので、その辺をしっかりとらえた上で、こういうことをつくっていくというのは大事なのかもしれません。その辺を吟味しなければと思います。武藤議員どうぞ。

武 藤 議 員

市民の方が参加する仕組みをつくるというのは、大切だと思うんですが、議会がなんのためにあるのかと。やっぱり市民が忙しくて、仕事を持っていて、そのために市議に委託してやっていただいているわけですよ。例えば、市民登録制度だとかいろいろあるんですけど、例えば議会モニターで募集したときも、やっぱり同じような方しか来ないという、それは非常に皆さん市民は忙しいから、事実上は時間的に余裕があって、そういう興味がある方にどうしても偏らざるを得ないと、市川議員が言った通り、市民に過度に、これだけたくさんの市民参加のをやっているけど、行政もパブリックコメントや市民の広場も、ついこの前にやって

柏野議員

いるんですよ。現に、多種多様な人材が集まってやっているんです。私参加していますから、非常にいろんな業種の方だとか、多種多様な方が集まってやっていますから、相当なことはやっているのです。ですから、ここまでのことをすることが、これだと極端な話、議員がいらなくなっちゃう。その辺をよく理解して、できるだけ最小限の市民の負担ということで、市民参加といってもそのために議員が仕事しているわけですから、そこも原点に帰って話し合いをしたらよいのかなと思います。

私は、少し間接民主制、代理制ということについての考え方がもしかしたら違うのかも知れないんですけども、基本的には主権者たる市民ができる限り参加を望むときには参加ができる枠組みがあった上で、ただおっしゃる通り、市民は仕事もあるわけですし、全部の部分に携わることはできないので、その一部については、議員に委ねている部分があるという理解なので、幅広く参加の機会をつくるという意味で、市民参画というのをまずは認めた上で、もちろんこれまで通り議会は議決ですとか議事を審査していくという部分については、役割がしっかりあるわけですから、そこは分かれたものとしていいのかなというふうに思っています。

この条例で定めていきたいのは、あくまで行政がその内部的な意思を決定していく段階においての、市民参画の機会を増やそうということなので、そこでできた案をさらに議会が審議していくというところとは、相矛盾するものではないという理解です。

その上で一部ご指摘がありました、この条例で求めることがやり過ぎではないかということなんですが、第7条2ページを見て頂きたいんですけども、あくまで手続きの方法としては、たくさんの例示をしております。第2章のところでは手法をたくさん例示してありますが、ただ手法をどう選ぶかというのは、市に委ねられておまして、対象事項の性質、影響、市民の関心度というものを考慮していただいて、ここに挙げた五つの方法から1以上選んでいただくということですので、ものによってはこれまで通りパブリックコメントをやって終わりということもあり得るわけです。

ただこの中で、より重要なものについては複数手法をとっていただくということで、その条例で縛りたいという話をしておきながら、最終的に運用の部分では行政に委ねている部分もありますので、行政としての重要度、これは重要だから2以上の方法をとろうということもあり得るでしょうし、これはそれほど重要ではないので、一つの方法でこれまでパブリックコメントでやろうということもありえます。

ただ、その中でもパブリックコメントがこれまでよりも集まるように、ちょっと詳しい説明だとかということが条例としては定めているという

		<p>ことになります。</p> <p>ですので、ちょっと長くてややこしく見える部分もあるかと思うんですけども、そこまでとがったものではないということでご理解いただければ幸いです。</p>
武藤	議員	<p>とがったものではないといっても、これだけ細かく羅列していると、しかも条例ということで、しかも文書で残ってしまうわけです。となるとかなりとがったものなのかなと。それだけです。</p>
野沢	議長	<p>それで、第7条、この中から一つ選ぶということですよ。</p>
柏野	議員	<p>そうです。</p>
野沢	議長	<p>どれを選ぶかというのは多数決なのですか。</p>
柏野	議員	<p>どれを選ぶかというのは、あくまで行政が判断します。</p>
野沢	議長	<p>多数決ではないのですね。みんなの意見が反映されるかどうか、わからないんですね。</p>
柏野	議員	<p>第7条でいっているのは、市民参画の手続きをどれを選ぶかというのは行政が選びます。この中で、例えば市民協議会を選んだとしても、市民協議会自体がそもそも多数決で決められるような趣旨ではないので。</p>
野沢	議長	<p>第7条で、1から5までありますよね。これは、行政が選ぶのですか。</p>
柏野	議員	<p>そうです。</p>
野沢	議長	<p>市民の皆さんがどうかではなくて。</p>
柏野	議員	<p>ではないです。</p>
野沢	議長	<p>今回、市民協議会ではなくて、行政がやる間はそれをやると。</p>
柏野	議員	<p>そうです。</p>
野沢	議長	<p>ですから、市民の皆さんがどうかってことはなくて。</p>
柏野	議員	<p>ないです。</p>
野沢	議長	<p>今回市民協議会ですと行政がやれば、それをやると。</p>
柏野	議員	<p>そうです。</p>
野沢	議長	<p>では、市民の皆さんが、実は意向調査をやってほしかったと言ってもそれはだめなのですね。</p>
柏野	議員	<p>そういうものではないです。だから、選択肢が増える。</p>
野沢	議長	<p>では、行政がパブリックコメントだったら、それはそのままということですよ。</p>
柏野	議員	<p>はい。</p>
野沢	議長	<p>ここまで書いた意味がないという、ただ選択肢が増えるということですね。</p>
柏野	議員	<p>選択肢が増えるのですが、条例で定めてこれが取れるようになるわけですから、なぜその選択肢を取らないのという質疑は、今後出るかもしれないです。だからといって、これは義務づけられているわけではないですし、負担がいきなり増えるという話ではありません。</p>

野 沢 議 長	<p>それでは、大体いいですか。それでは、この件に関しても、1回持ち帰って各会派で協議していただいて、今日出たことについて、また柏野議員からお答えいただいて、さらに協議したいと思います。前の条例とは違って、文言修正等は今のところないので、考え方だけ新たにまた次回お聞きして、どうするかということになると思いますので、その辺柏野議員準備をお願いします。これについては、また適切な時期に、先ほどの条例と合わせて、また会派交渉会を開催して協議したいと思います。よろしいでしょうか。</p>
各 議 員 野 沢 議 長	<p>(「はい」の声あり)</p> <p>では、そういう形で決定したいと思います。次回については、こちらのほうで日程を任せていただきたいと思います。以上で、今日の案件については終わります。</p>
各 議 員 野 沢 議 長	<p>その他、皆さんのほうから何かございますか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>それでは、以上で会派交渉会を終了します。大変お疲れさまでした。</p>
	<p>(16時57分 終了)</p>
	<p>(11時19分 終了)</p>